

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社Eシステムサービス	代表者氏名	武田 倫和
主たる営業所の所在地	高知県土佐市蓮池 2 1 7 1 - 1		
許可番号	高知県知事許可 (般)第 9603 号	許可を受けている 建設業の種類	電 管

## 2 処分に関する事項

処分年月日	平成 27 年 2 月 26 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。			
(1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。			
(3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。			
2 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
有限会社Eシステムサービスは、平成 26 年 4 月 30 日、高松市鶴市町 1395 番地所在の倉庫屋根上において、労働者らに屋根上に太陽光パネルを設置する作業を行わせるに当たり、同作業はスレート材でふかれた屋根の上で行うものであり、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがあったのであるから、屋根上に幅 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張るなど踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならなかったのに、それらの措置を講じず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。			
この事実に対し有限会社Eシステムサービスは、平成 26 年 12 月 5 日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金 30 万円の略式命令を受け、平成 26 年 12 月 23 日にその刑が確定している。			
その他参考となる事項	-		